

米国・シンガポール租税条約がない理由

1 米国とシンガポール間の租税条約の状況

日本が締結している租税条約（包括的所得税租税条約の意味で使用する。以下同様。）数は、既に署名が済んでいる租税条約等を含めて約60である。米国の租税条約数は約70である。シンガポールが締結している租税条約数は約60である。したがって、米国は当然にしても、シンガポールが租税条約締結において他国に遅れている状況にないことは明らかである。

米国とシンガポール間には、国際運輸業に関する租税協定が締結されているので、両国の船舶及び航空機に関して、源泉地国における所得を相互に免稅することになっている。両国が締結している租税条約では、シンガポールは台湾と租税条約を締結しているが、米国と日本は、国際運輸業に係る相互免稅を定めた協定のみを台湾と締結し、租税条約は締結していない。

このような状況下において、不思議なことに、米国とシンガポール間に租税条約が締結されていないのである。なお、日本は米国及びシンガポール両国と租税条約を締結している。

2 米国の租税条約方針

米国は、租税条約の締結に関して頑なに自国の主張を通した例がある。その1つは、「みなし外国税額控除（タックス・スペアリング・クレジット）を租税条約に規定しない」という米国の方針である。

これは、1950年代に、米国・パキスタン租税条約の議会承認における議論の中で、みなし外国税額控除を認めないと結論が出たためである。実際の例として、米国・中国租税条約の

交渉において、みなし外国税額控除の規定を入れることを強く主張する中国に対して、米国はその要求を受け入れず、中国は、米国が他国との租税条約においてみなし外国税額控除の規定を設けた場合、米中租税条約も改正することで妥協したのである。

また、米国・イスラエル租税条約のように、1975年に署名され、その租税条約案が発効する以前の1980年と1993年に改正され、1995年1月から適用されたという例もある。この米国・イスラエル租税条約の施行がこじれた理由は、情報交換に関して米国議会等の理解が得られなかったからである。

さらに、以前税務の雑誌の記事で読んだ記憶があるが、日本が米国の属領であるプエルトリコとみなし外国税額控除を規定した租税条約を締結する動きがあったというのである。この時も、米国議会は、日本・プエルトリコ租税条約の締結に反対をしたということである。

米国は、このように、自国の税法の延長線として租税条約を考え、米国議会等で確立したみなし外国税額控除の排除等の原則を堅く守るのである。

3 米国・シンガポール租税条約締結の方向

シンガポールの法人税率は2010賦課年度より17%と低税率である。この低税率の他に、シンガポールは、経済拡大奨励法等に基づいてバイオニア企業、経営本部等の各種の租税優遇措置を講じていることでも知られている。また、同国は金融市场等の発展（外国からの資金の受入れ等）に力を注いでいることは周知の事実である。そのような国が、世界最大の市場を持つ米

Topics of International Taxation

国となぜこれまで租税条約を締結しなかったのか、ということである。

さらに、2009年以降の動向として、租税条約における情報交換規定に係る改正が増加しているのである。これは、G20及びOECDが力を入れていることであるが、税務情報の透明性と交換に関する動きである。

現に、日本は、バミューダと情報交換を主とした新しい租税協定を2010年2月1日に署名し、既存の租税条約である、対ルクセンブルグ租税条約（2010年1月25日改正署名）、対ベルギー租税条約（2010年1月26日改正署名）、対シンガポール租税協定（2010年2月4日改正署名）、対マレーシア租税協定（2010年2月10日改正署名）に改正署名を行い、香港とは新規の租税協定の基本合意ができたことを財務省が2010年3月31日に公表している。また、2010年4月2日には、国税庁がケイマン諸島に対する情報提供要請の実施が可能になったことを公表している。

このような状況の中で、多額の非居住者預金を保有するシンガポールとの情報交換を望む米国と、米国における課税の減免を望むシンガポール側の利害は調整可能な状態になったものと思われるのである。このことについて、最近、シンガポールは米国との租税条約締結に意欲を示しているという内容の記事がある（Linda L. Ng, "Singapore, U.S. Seek to End Tax Treaty Deadlock" TAX NOTES INTERNATIONAL, Oct. 26, 2009, pp.223-224）。

この記事が伝えていた内容は次のとおりである。

この記事によれば、米国財務省の担当官の説明として、両国間における租税条約締結の障害になっていた3つの問題があり、その1は情報交換、その2は特典制限条項、その3はみなし外国税額控除である。この3つについて、私見であるが、情報交換が注目を集めたのは、G20が開催された2009年以降であり、租税条約の不正利用であるトリティーショッピングを防止するための規定である特典制限条項は、1990年代

の米国・ドイツ租税条約以降である。したがって、過去数十年間にわたり、両国間の条約交渉の主たる障害になっていたのが、みなし外国税額控除の問題と推測できるのである。

しかし、前記の記事は、シンガポール財務大臣の発言として、米国・シンガポール租税条約の締結交渉が近いとしている。この条約交渉では、米国は、みなし外国税額控除の導入を拒絶し、シンガポールはその導入に固執しないのではないかと思われる。結果として、同租税条約は、みなし外国税額控除に関して米中租税条約と同様の結果となるのではなかろうか。

ある意味では、今までして何故にシンガポールは米国との租税条約を急ぐのかということである。既に述べたように、シンガポールは、非居住者の資金を集め金融センターとしては、アジアにおいて香港と競争状態にある。このことは、逆にいえば、米国人あるいは米国企業の資産が、シンガポールの金融機関等にある可能性も高いのであり、米国課税当局としてはシンガポールと情報交換を行いたいのである。

G20は、2009年4月開催のロンドン会議においてタックスヘイブンに対する規制強化という点で合意している。仮に、ある国がこの動きに反して、税務情報の透明性と交換に応じないとしたら、世界のGDPの80%を占めるG20の国又は地域がこそってその国に対する課税強化等の報復措置を講じることになる。このような動きを最も警戒しているのが、シンガポールであり、香港ということになる。米国・シンガポール租税条約はこのような両国の利害が一致すれば締結交渉開始ということになろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好